

第4章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

重点目標 1 男女共同参画意識づくりの推進

施策の方向

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実
- (2) 家庭における男女共同参画意識づくりの推進
- (3) 雇用の場における男女共同参画意識づくりの促進
- (4) 人権の尊重に関する啓発活動の充実

現状と課題

- ・ 少子高齢化が急速に進む中、ライフスタイルや価値観が多様化し、様々な分野で男女共同参画が少しずつ進み、社会活動に参画する女性も増えています。しかしながら、男女の役割を性別により固定的にとらえる意識は、今なお社会に根強く残っている状況です。
- ・ 平成 25 年に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、本章では「市民意識調査」という）では、「『夫は外で働き、妻は家で家庭を守る』という考え方」について“賛成”と回答している市民の割合は 29.9%となっており、平成 19 年に行った調査結果（32.0%）と比較しても大きな差はみられません。性別・年代別に今回の結果を比較すると、70 歳以上で 41.2%と他の年代に比べて高くなっています。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識がいまだに社会全体に残っていることが、個人の生き方を制約し、個性や能力を十分に発揮できないなど、男女共同参画の形成が阻害される要因となっています。
- ・ あらゆる分野において、男女が共にその個性や能力を発揮し、自らの意志で参画していくことのできる社会を築いていくため、さまざまな広報・啓発活動を通じて、意識の改革を図っていくことが必要です。

施策の方向(1)

男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集・提供	国、県、市の男女共同参画に関する情報を収集し提供します。	市民協働課
男女共同参画に関する講座などの開催	男女共同参画についての理解や関心を高めるため、講座・講演会などを開催します。	市民協働課

施策の方向(2)

家庭における男女共同参画意識づくりの推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男性向け講座の開催	男性の家事などへの参加を促すために、男性向け家事講座の充実を図ります。	社会教育課 市民協働課
親子のふれあう機会の提供	家族がふれあう機会の提供に努めます。	農政課 子育て支援課 健康増進課 他



▲心と体にやさしい料理教室



▲親子農業体験教室

※ 担当課名について

平成26年4月から庁内組織が変更となるため、課名については平成26年4月時点のもので記載している。

施策の方向(3)

雇用の場における男女共同参画意識づくりの促進

具体的施策	施策の内容	担当課
雇用の場への男女共同参画に関する啓発活動の実施	男女共同参画に関する研修・講演会を開催する企業に対し、講師などの派遣による支援を行います。	市民協働課

施策の方向(4)

人権の尊重に関する啓発活動の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
人権啓発に関する講座の開催などによる情報提供・周知	人権啓発に関する講座などを開催し、人権尊重に関する啓発を行い、人権意識の高揚を図ります。	市民相談課 市民協働課 社会教育課 地域福祉課 人事課
関係機関との連携による人権教育などの充実	様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実に努めます。	市民相談課 地域福祉課 社会教育課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 性別を理由として役割を固定的に分けている場合には、改めましょう。
- ・ 男女共同参画や人権の意識を高めるための講座などに積極的に参加しましょう。
- ・ 家族全員で家事や子育て・介護などを助け合い、家族で役割分担をして取り組みましょう。

企業においては・・・

- ・ 男性の仕事、女性の仕事といった性別によって役割を分けている意識を見直し、職場内で男女共同参画に関する意識づくりに取り組みましょう。
- ・ 静岡県が推進する「男女共同参画社会づくり宣言事業所登録制度[※]」を活用しましょう。

[※] 男女共同参画社会づくり宣言事業所登録制度

県内事業所・団体が、女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを「宣言」として県に登録し、県は宣言事業所・団体を積極的にPRすると共に、宣言の実践を支援する制度。

重点目標2 学校などにおける男女共同参画をめざす教育の推進

施策の方向

- (1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進
- (2) 教職員、指導者、保護者などへの男女共同参画に関する研修などの充実

現状と課題

- ・ 市民意識調査では、学校教育の分野で市民の53.2%が「平等である」と回答しており、家庭や職場、政治の場など、他分野に比べて平等感が高くなっています。
- ・ 性別による固定的役割分担意識[※]にとらわれず、一人ひとりが主体的で多様な生き方を選択できるようになるためには、子どもの頃から、様々な場面で男女が共に参画することについて学習する機会を提供することが重要になります。
- ・ 男女共同参画社会の次世代を担う子どもを育成していくために、学校などにおいて男女共同参画の視点を踏まえた人権を尊重する教育や学習を、より一層充実していくことが求められます。
- ・ 子どもたちの周囲にいる教職員や指導者、保護者の言動は、子どもに大きな影響を及ぼすことから、教職員や指導者、保護者などに対し、男女共同参画の視点での意識啓発を積極的に進めていくことも必要です。

[※] 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めること。「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」などは固定的な考え方により、役割を決めている例である。

施策の方向(1)

学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
性別にかかわらず、互いを認め合う人権教育の推進	児童・生徒に対し、授業や学校の活動・行事を通して、男女共同参画や人権に関する啓発の充実を図ります。	学校教育課

施策の方向(2)

教職員、指導者、保護者などへの男女共同参画に関する研修などの充実

具体的施策	施策の内容	担当課
教職員、指導者、保護者などに対する研修などの充実	教職員や指導者、保護者などに対し、男女共同参画に関する研修を実施し、男女共同参画の視点に立った教育の充実に努めます。	学校教育課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家族に話しましょう。
- ・ 家族みんなで、家事を分担するなど、男女共同参画の視点での意識啓発を積極的に進めましょう。

重点目標3 男女共同参画のための学習機会の充実

施策の方向

- (1) 男女共同参画に関する生涯学習機会の充実
- (2) 市職員への男女共同参画に関する研修などの充実

現状と課題

- ・ すべての人が互いの人権を尊重し合い、性別や年齢にかかわらず、あらゆる分野において、その個性や能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つと共に、その必要性を十分認識することが重要です。
- ・ 職員が、市政に関するあらゆる分野において、男女共同参画の視点を踏まえた対応ができるためには、研修などの機会を通じて、男女共同参画について正しい理解を深めることが必要です。

施策の方向(1)

男女共同参画に関する生涯学習機会の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
講師などの派遣による学習機会の充実	男女共同参画に関する研修・講演会を開催する団体・自治会・企業などに対し、講師の派遣による支援を行います。	市民協働課
講演会・講座などの充実	男女共同参画に関する講演会や、市民と協働で行う講座などを開催します。	社会教育課 市民協働課
講演会などの受講環境の充実	保護者が安心して講演会や講座に参加・学習できるように、託児サービスの充実を図ります。	各担当課



◀男女共同参画・人権フォーラム

施策の方向(2)

市職員への男女共同参画に関する研修などの充実

具体的施策	施策の内容	担当課
市職員への研修などの充実	男女共同参画に関する研修など（新人職員に対する研修・その他の職員に対する研修）を実施します。	人事課 市民協働課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 男女共同参画に関するセミナーやフォーラムなどへ積極的に参加し、学んだ内容を、家庭や地域へ広めましょう。

地域においては・・・

- ・ 地域の人たちと男女共同参画に関する勉強会などを企画し、地域の中で男女共同参画に関して学べる機会を設けましょう。

企業においては・・・

- ・ 従業員の男女共同参画に関する研修などを実施しましょう。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

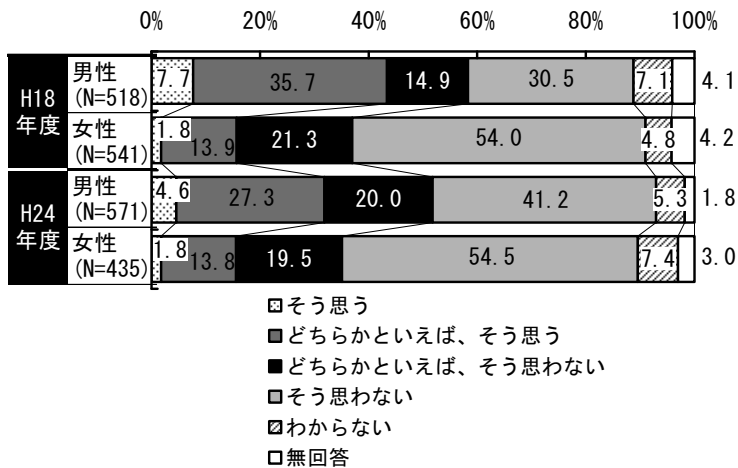
数値目標

項目	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という性別役割分担意識にとらわれない人の割合の増加	59.6%	65%
市で発行している男女共同参画情報紙を読んで、男女共同参画社会の必要性を理解した人の割合の増加	読んだ人 22.7%	30%
	理解した人 82.6%	90%
自身がまわりに認められ（人権が）尊重されていると思う市民の割合の増加	56.3%	60%

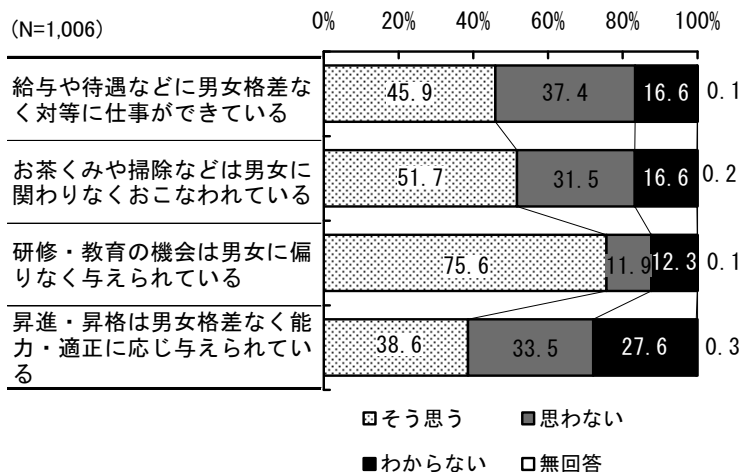
市役所職員に対して意識調査を実施しました！

平成25年2月に市職員1,466人に対して意識調査を実施しました。回収率は68.6%、1,006人の回答を得ました。結果の概要は以下の通りです。

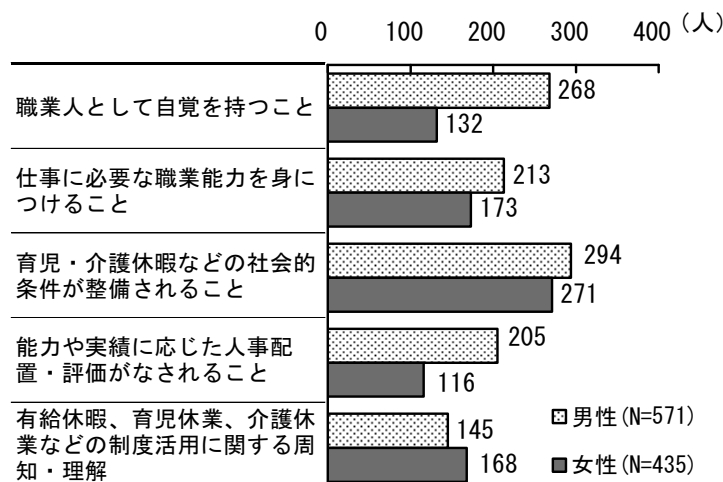
◆「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方を持たない職員の割合が、前回平成18年度に実施した調査結果よりも高くなっています。特に男性職員の増加が顕著で、前回調査より15.8ポイント上昇しています。



◆男女をとりまく状況について、「研修・教育の機会は、男女に偏りなく与えられている」と思う職員は7割を超えています。また、「昇進・昇格」「給与・待遇」などについては、まだ男女の格差があると考える職員が3割以上います。



◆男女が共に職場で能力を発揮し、かつ継続して勤務するためには、「育児・介護休暇などの社会的条件が整備されること」、「仕事に必要な職業能力を身につけること」が必要だと考える職員が多くなっています。



基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

重点目標1 政策・方針決定の場への女性の登用・参画の促進

施策の方向

- (1) 市政・審議会などへの女性の参画の推進
- (2) 企業・団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援

現状と課題

- ・ 男女が対等な立場に立ち、社会における責任を果たしていくためには、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画する機会が保証されることが重要です。
- ・ 現状では、政策・方針決定の場に女性の参画は増えてはいますが、依然として男性主導により物事が進められている場合が多くみられます。本市では、法律、条例、規則や要綱により設置されている審議会等委員への女性登用率は平成9年で9.9%でしたが、平成25年には25.5%と大幅に上昇しました。しかしながら、平成25年度の目標値である40%は達成できていないため、今後も積極的に女性委員の登用を進めていく必要があります。
- ・ 行政において女性登用の模範を示すと共に、企業や団体などにおける方針決定の場に、女性登用を促進するための情報の提供や啓発を行っていくことが求められます。

施策の方向(1)**市政・審議会などへの女性の参画の推進**

具体的施策	施策の内容	担当課
市政への女性の意見の反映	女性の意見が集まりやすい場所への市民意見箱設置の充実を図るなど、女性の意見が反映されやすい環境を整えます。	広報広聴課
市の審議会などへの女性委員の登用の促進	女性のいない審議会などの解消と共に、審議会などの委員選出において性別による偏りが生じないように努めます。	関係各課 市民協働課
庁内における管理監督職などへの女性の登用	管理監督職などへの女性職員の登用を促進します。	人事課
庁内女性職員への研修の実施	女性職員を対象に男女共同参画の視点での研修を行います。	市民協働課

施策の方向(2)**企業・団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援**

具体的施策	施策の内容	担当課
方針決定の場への女性の登用促進についての情報提供による啓発	国・県と連携し、企業や団体に対し、個性や能力を活かした女性登用について、情報提供による啓発に努めます。	商業・観光振興課 市民協働課
企業・団体などにおける男女共同参画に関する調査の実施	女性が活躍している企業や団体などに対し、取り組みを調査し、事例収集を行い、情報紙などで広報します。	市民協働課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。**市民においては・・・**

- ・ 性別に関係なく、市政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会などの政策・方針決定の場に参加しましょう。
- ・ 地域や職場で方針決定の場に参加しましょう。

地域・企業においては・・・

- ・ 方針決定の場に積極的に女性を登用しましょう。

重点目標2 地域における男女共同参画の促進

施策の方向

- (1) 地域社会における男女共同参画の促進
- (2) 女性の人材育成の推進

現状と課題

- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、地域で暮らすすべての人が、地域をつくっていくことが重要で、それには、地域活動への積極的な参画が必要となります。
- ・ 地域活動を活性化していくためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れた運営をしていくことが望まれます。実際には女性が活動の多くを担っているにもかかわらず、代表者や役員などを務めるのは男性である場合が多く、女性の意見が反映されにくい状況となっています。
- ・ 今後は、女性自身の意欲を高揚し、能力を開発していくため、学習機会の充実を図ると共に、地域において指導的役割を果たす女性の人材育成を推進することが求められています。

施策の方向(1)

地域社会における男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
地域活動の担い手の育成	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の担い手を育成するため、地域で活動する団体に情報提供を行うと共に、講演会や、市民と協働で行う講座などを開催します。	市民協働課 社会教育課 総務課
地域で活動する団体への支援	地域で活動する団体に対して助成を行うと共に、相談に応じる体制を充実します。	市民協働課

施策の方向(2)

女性の人材育成の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の人材育成のための学習機会の充実	市が開催する講座に加え、国・県などが開催する女性リーダー育成のための講座の情報を提供し、市民の受講を促します。	市民協働課 社会教育課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 自らの能力向上のために、様々な学習の機会を積極的に活用し、性別にとらわれることなく自らの個性や能力を十分に発揮しましょう。

地域においては・・・

- ・ 性別役割分担意識による慣習・慣行を見直しましょう。
- ・ 性別にかかわらず、適切な人材を活用し、地域活動を行いましょう。



▲活動風景1



▲市民公益活動報告会



▲活動風景2

重点目標3 男女共同参画の視点を反映した防災の推進

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点を反映した防災の推進

現状と課題

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震の被害想定が公表され、本市においては、津波浸水区域が大幅に拡大し津波到達時間も短いことから、これまでの東海地震対策に加え「津波から逃げる」「津波に強い地域をつくる」津波対策を早急に進めるなど防災対策を見直す必要があります。
- ・ 東日本大震災の復興支援の現場からは、平常時の防災対策や被災後の避難所の運営などについて、女性や子育て家庭の立場から様々な意見やニーズが寄せられています。これを受け、国では、平成25年5月に地方公共団体における男女共同参画の視点での自主的な取り組みを推進する観点から、防災・復興の取組指針が策定されました。静岡県においても、平成25年6月に男女共同参画の視点からの防災手引書が作成されており、男女共同参画の視点を反映した防災対策の見直しが求められています。
- ・ 防災対策は行政だけではなく、自主防災組織や消防団などとの連携が必要不可欠です。協働による防災の取り組みを推進していくことが必要です。

施策の方向(1)

男女共同参画の視点を反映した防災の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の参画機会の促進	防災会議や自主防災組織、消防団などに女性が参画できるよう機会の充実に努めます。	危機政策課 危機対策課
防災知識の普及、訓練	男女共同参画の視点からの災害対応について、学習機会の提供、訓練の実施を支援します。	危機対策課 市民協働課
男女共同参画の視点を反映した避難所の運営	男女のニーズの違いや子育て家庭などのニーズに配慮し、避難所の運営を支援します。	危機対策課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 家族の中で避難経路や避難所の情報を共有しておきましょう。
- ・ 日頃から自分が持ち出す非常食や避難グッズを用意しておきましょう。
- ・ 日頃から隣近所とコミュニケーションを取っておきましょう。

地域においては・・・

- ・ 防災委員などに女性を積極的に登用しましょう。
- ・ 地域の避難所の運営などにおいて、女性や子育て家庭の意見を反映しましょう。



▲防災訓練

重点目標4 国際社会の立場に立った男女共同参画の推進

施策の方向

(1) 国際社会の視点に立った男女共同参画の推進

現状と課題

- ・ 国際社会の視点に立った男女共同参画を推進するためには、世界の動向や文化、国民性について理解と関心を深め、国際感覚豊かな人づくりが重要となります。
- ・ 本市には現在人口の2%を超える、約3,000人の外国人が居住しており、仕事や地域の一員として日常生活でかかわりがあります。
- ・ 在住外国人が、共に地域の一員として、国籍にかかわらず防災や地域活動などのまちづくりに参画できる環境をつくることが求められています。異なる文化や生活習慣、価値観などの相互理解と認識を深め、国際感覚を培いながら、在住外国人との国際交流を進めると共に、情報提供や相談体制の充実を図っていくことが必要です。

施策の方向(1)

国際社会の視点に立った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
国際交流機会の充実	国際交流機会の充実に努め、国際理解を促進します。	市民協働課
国際交流に対する意識啓発	外国人英語指導助手 ALT を配置し、市内児童・生徒の英語への関心や意欲を高め、併せて国際理解と親善を図ります。	学校教育課
外国人への情報提供や相談体制の充実	市内に在住する外国人へ母国語による情報の提供（日常生活、防災対策ほか）などを行うと共に、外国人相談体制の充実を図ります。	市民協働課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 世界の動きに目を向け、国際的な視点に立ち男女共同参画について考えてみましょう。
- ・ 地域に暮らす在住外国人の異なる文化や生活習慣、価値観など相互に理解しあいましょう。

地域においては・・・

- ・ 在住外国人が地域の活動に参加しやすいよう、環境づくりに努めましょう。

基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

数値目標

項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成30年度)
市の一般行政職における管理監督職（係長相当職）以上に占める女性の割合の増加	12.5%	15%
管理職（課長相当職）以上に占める女性の割合の増加	4.1%	8%
審議会などにおける女性登用率の上昇	25.5%	40%
社会全体で、男女平等と思う人の割合の増加	14.6%	20%



▲はあとふるやいづ

基本目標Ⅲ 男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

重点目標1 就労支援及び就業環境の改善

施策の方向

- (1) 雇用の場における男女共同参画の推進
- (2) 女性の能力向上に向けた機会の充実
- (3) 女性の就労支援

現状と課題

- ・ 本市就業率は、全国平均と比べてやや高い水準にありますが、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。また男性の雇用者数は、平成12年から減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。一方、女性の就業率は、20歳代後半から30歳代にかけて、子育てなどによる離職で落ち込む傾向がみられます。
- ・ 就労の場において、男女が共に働き、その能力を十分に発揮できる環境づくりを行うことは、男女の基本的な人権に深くかかわると共に、男女共同参画社会の実現に向け、最も重要な条件の一つですが、雇用の機会や賃金など職場における男女の格差は、現在も残っているのが現状です。少子高齢化が急速に進む中、女性の就業と能力開発の必要性は増大することが予想されるため、男女の雇用機会と待遇が均等に確保されることが必要です。
- ・ 関係各機関が連携を図り、子育てをしながら働く人や、子育て後に再就職をめざす人への支援など、誰もが多様な働き方を選択できるよう職場環境の整備を進めると共に、企業などへの情報提供や啓発に努める必要があります。

施策の方向(1)

雇用の場における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
労働条件に関する情報の収集・提供による啓発	労働環境に関するパンフレットの配布や広報掲載などを通じて、啓発に努めます。	商業・観光振興課
就業希望者への就業支援	各種就業情報について関係機関と連携を図りながら、就業希望者に対し面接会を行います。	商業・観光振興課
情報紙への企業・団体紹介記事の掲載による啓発	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や団体を情報紙に掲載し、紹介します。	市民協働課

施策の方向(2)

女性の能力向上に向けた機会の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の職業能力発揮のための学習機会の充実	講座や講習会の充実により職業能力発揮のための学習機会の提供に努めます。	市民協働課 商業・観光振興課
農業従事者に対する男女共同参画の啓発	関係団体との情報交換、経営研修、技術研修などを通じて男女共同参画に関する啓発に努めます。	農政課

コラム

子育てサポート企業「くるみん」マーク

次世代育成支援対策推進法では、事業主は従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。



資料：厚生労働省



▲焼津・藤枝合同企業ガイダンス

施策の方向(3)

女性の就労支援

具体的施策	施策の内容	担当課
母子家庭に対する自立支援の充実	ハローワークなどと協力し、主体的な能力開発の取り組みを支援し、再就職の促進を図ります。	子育て支援課
女性の就労支援のための学習機会・相談体制の充実	関係各課が連携を図りながら、講座・講習会の開催や相談体制を充実させ、再就職をめざす人を支援します。	商業・観光振興課 市民協働課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 自らがチャレンジする意識を高めましょう。

企業においては・・・

- ・ 男女雇用機会均等法などの法令を遵守し、採用・配置・昇進などで男女の差別的な取り扱いをなくすと共に、男女間の格差を是正するため、積極的にポジティブ・アクション※などに取り組みましょう。
- ・ 能力向上に関する講座への従業員の参加を促しましょう。
- ・ 育児休業や介護休業などが取りやすい職場環境を整備しましょう。

※ ポジティブ・アクション

男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための積極的な是正措置のこと。厚生労働省では、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取り組みに向けて社会的機運の醸成を目的に「きららマーク」を作成している。マークは、ポジティブ・アクションの頭文字「P」と「a」を組み合わせたデザイン。



きららマーク

重点目標2 職業生活と家庭生活との両立支援

施策の方向

- (1) 仕事と家庭の両立のための環境の整備
- (2) 仕事と家庭の両立に関する制度の普及促進

現状と課題

- ・ 男女が共に社会の様々な活動に参画していくためには、仕事や家庭、地域活動などとのバランスを取ることができる環境づくりが必要となります。
- ・ 市民意識調査の結果から、現実には「仕事」を優先していると回答した人の多くが、本来は「仕事」と「家庭生活」の両方を優先することを望んでいることがわかり、ワーク・ライフ・バランスの実現が難しい様子がうかがえます。
- ・ 女性の多くが働きながら、家事をはじめ子育て、介護なども担っている一方で、男性は長時間労働のため、家庭生活や地域活動などの時間が確保しにくい状況となっています。企業などは、仕事を持つ男女が職業生活と育児・家事や介護などの家庭生活との両立ができるよう、環境を整備していくと共に、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知する必要があります。

施策の方向(1)

仕事と家庭の両立のための環境の整備

具体的施策	施策の内容	担当課
仕事と家庭の両立に対する企業などへの理解促進	仕事と家庭の両立の必要性についての啓発活動を推進します。	市民協働課 商業・観光振興課

施策の方向(2)

仕事と家庭の両立に関する制度の普及促進

具体的施策	施策の内容	担当課
育児休業、介護休業などの制度の周知、促進	育児休業、介護休業などの制度について、市民や企業などに周知を図り、制度の活用について働きかけます。	市民協働課 商業・観光振興課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ ワーク・ライフ・バランスを意識し、仕事と家庭の両立を心がけましょう。

企業においては・・・

- ・ 男性にも家事、育児、介護に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。



▲ものづくり講座～小麦粉粘土～

焼津子育て応援サイト「とまとぴあ」を活用しましょう！

とまとぴあって？

- ◎焼津市の子育て情報を見やすく、分かりやすく紹介するウェブサイトです。
- ◎親同士のつながり作り、子育てを結び目にした、地域との関わりづくりを応援します。



【お問合せ】焼津市こども未来部子育て支援課
〒425-8502
静岡県焼津市本町5丁目6番1号
焼津市役所アトレ庁舎
TEL:054-626-1137/FAX:054-626-2187

とまとぴあトップページ



<http://tomatopia-yaizu.com/>

重点目標3 子育てや介護を支える体制の充実

施策の方向

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実

現状と課題

- ・ 女性の社会進出が進む中、ライフスタイルの多様化をはじめ、家事、育児、介護の負担が女性に偏っていることなどを背景に、結婚や出産に対し不安や負担を感じている人が増加するなど、急速な少子化の要因となっています。
- ・ 市民意識調査では、「男女共同参画社会」を実現するために、今後行政が力を入れるべきこととして、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が52.2%と最も高く、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が約50%となっています。
- ・ 核家族化やライフスタイルの多様化により、社会全体の子育て力が低下する中で、次世代を担う子どもたちに対する保育ニーズが増加しています。子育て世代や介護者のニーズを把握し、必要とするサービスを提供すると共に、子育てや介護を支える体制づくりを推進し、すべての人が安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。
- ・ 本市では、子育て関連事業をさまざまな部署で実施してはいるものの、必ずしもすべての情報が、それを必要とする家庭に届いているとは言えない状況であるため、情報を入手しやすい環境づくりが必要となります。

施策の方向(1)

子育て支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
保育サービスの充実	安心して子育てできる環境の整備のため、一時預かりや障がい児保育・延長保育・病後児保育*なども含め各種保育サービスの充実に努めます。	こども育成課
放課後児童クラブの充実	保護者が就労などにより昼間、家庭にいない児童に対し提供している、放課後の遊びや生活の場を充実します。	子育て支援課
子育てに関する相談機会の充実	子育てに関する相談の機会を充実させるため、関係機関の連携の強化や相談員の資質向上を行い、専門的な相談にも応じることができるよう努めます。	子育て支援課 健康増進課 社会教育課
地域における子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター*事業や地域子育て支援センター*、家庭教育学級などの充実に努め、地域における子育て・子育てを支援します。	子育て支援課 社会教育課
子育てに関する講習会などの機会の充実	子育てに関する知識を深めるための学習機会の充実に努めます。	子育て支援課 健康増進課 社会教育課

介護者リフレッシュ事業▶
～介護食講座～



* 病後児保育

小学校3年生までの子育て家庭において、子育てと仕事の両立支援を図るため、けがや病気の回復期にある子を一時的に施設において預かること。

* ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人からなる会員組織で、保育所への迎えに残業のために行けなくなった場合、子どもが熱を出して保育所に預かってもらえない場合、用事がある子どもの面倒がみられない場合などに、会員同士で相互援助活動を行う場所。設置できるのは、原則として人口5万人以上の市町村で、会員制で行う相互援助活動の金額はそれぞれのセンターで決められている。

* 地域子育て支援センター

子育て親子の交流の場を提供すると共に、育児相談を行ったり、園庭や専用スペースにおいて、各種催し物や講座などを実施して、地域の子育て家庭を支援する。

施策の方向(2)**介護支援の充実**

具体的施策	施策の内容	担当課
介護支援の充実	在宅介護における家族の負担を軽減するため、介護支援の充実に努めます。	長寿福祉課
高齢者見守り体制の充実	企業や民生委員・児童委員などと連携し、地域高齢者の見守り体制を充実させます。	長寿福祉課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。**市民においては・・・**

- ・ 介護や育児で不安を感じたら、一人で悩まず積極的に相談しましょう。

家庭においては・・・

- ・ 家事や子育て、介護に関するサービスについての情報などを積極的に収集し、活用しましょう。
- ・ 家族が協力して、家事や子育て、介護を行いましょ。

企業においては・・・

- ・ 国が認定する「子育てサポート企業」として「くるみん」マークを取得しましょう。

基本目標Ⅲ 男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり**数値目標**

項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成30年度)
家庭の中で、男女平等と思う人の割合の増加	32.6%	40%
職場の中で、男女平等と思う人の割合の増加	19.5%	25%
静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所数の増加	21事業所	25事業所

基本目標Ⅳ 男女の生涯を通じた心身の健康づくりの充実とDVの防止

重点目標1 男女の心身の健康保持と増進

施策の方向

- (1) ライフステージに応じた心とからだの健康支援
- (2) 母子保健の充実
- (3) 性と生殖に関する情報の提供や学習機会の充実

現状と課題

- ・ 女性と男性が、お互いの特質を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って、健康でいきいきと暮らすことは、男女共同参画社会の形成にあたって重要なことです。
- ・ 女性は妊娠・出産期など、ライフステージを通じて、身体的特性を備えているため、男性とは異なる健康上の問題を抱えています。また性別を問わず、ストレスなどによる心身の不調や、特に中高年男性の自殺者の増加、ひきこもりなどが社会問題となっているため、生きがいづくりの場を充実させ、積極的な社会参加への支援を行うことが必要です。男女共に健康に関心を持ち、それぞれのライフステージに応じた心身両面からの健康支援や相談体制の充実が求められています。

施策の方向(1)

ライフステージに応じた心とからだの健康支援

具体的施策	施策の内容	担当課
健康診査の充実	生活習慣病などの疾病予防を目的とした特定健診やがん検診などの充実を図ります。	人事課 健康増進課 学校教育課 保険年金課
健康に関する市民活動の充実	健康づくり食生活推進協議会、保健委員協議会などにおける健康に関する取り組みを支援します。	健康増進課
健康に関する意識啓発の充実	市民の健康づくりへの意識を高めるため、関係団体との連携によるイベント、講演会などの機会を通じて健康に関する啓発活動の充実に努めます。	健康増進課 地域福祉課
健康の維持・増進につながるスポーツ活動などの充実	身体を動かす機会を提供し、市民の健康維持、増進に努めます。	健康増進課 スポーツ振興課
生きがいづくりの推進	生きがいづくりの場を充実させ、生涯学習や積極的な社会参加への支援を行います。	長寿福祉課 社会教育課 市民協働課
心とからだの相談事業の充実	心やからだに関する相談事業の充実に努めると共に、悩みを抱える人々や支える人々を支援します。	健康増進課 人事課 地域福祉課 長寿福祉課



▲特定保健指導



▲まちづくりコーディネーター養成講座

施策の方向(2)

母子保健の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
妊婦、乳幼児に対する健診などの充実	母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児に対する健康診査の受診を促進し、母子保健の充実に努めます。	健康増進課
妊産婦・乳幼児の健康に関する相談機会の充実	妊産婦・乳幼児の健康に関する相談機会の充実に努めます。また、関係機関の連携の強化や相談員の資質の向上により、専門的相談に応じることのできるよう努めます。	健康増進課
妊娠・出産・育児に関する講習会などの機会の充実	妊娠・出産・育児に関する知識を深めるため、保護者への学習の機会の充実に努めます。	健康増進課

施策の方向(3)

性と生殖に関する情報の提供や学習機会の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
性に関する学習機会の充実	性に関する正しい知識や理解を身につけ、望ましい行動が取れるように、発達段階に応じた学習機会を提供します。	学校教育課
不妊治療に関する支援	不妊治療に関する経済的支援を行います。	健康増進課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 疾病などに関する正しい知識を持って、健康状態に応じた自己管理を行い、疾病予防と健康維持・増進に努めましょう。
- ・ 子育てで困ったときは、一人で抱え込まないで保健センターや家庭児童相談室、家族、友人に相談しましょう。
- ・ 家庭の中で、性に関する話し合いの機会を持ちましょう。

重点目標2 DVなど人権侵害にかかわる暴力の根絶

施策の方向

【焼津市DV防止基本計画】

- (1) 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実
- (2) 暴力の根絶のための相談・研修体制の充実
- (3) DVなどの被害者への自立支援の充実

現状と課題

- ・ DVやセクハラなどは、基本的人権にかかわる大きな問題であり、その根絶や防止に向けて、社会全体で継続的に取り組んでいく必要があります。
- ・ DVやセクハラなどの暴力は、人権侵害に関する問題であるにもかかわらず、これまでは個人的、家庭内、職場内の問題として捉えられ、見過ごされていました。これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担や、経済力の格差や上下関係など男女の置かれている社会状況や弱者に対する差別意識があります。また、近年では、インターネットや携帯電話の普及により暴力の種類も多様化しています。
- ・ このような問題は、実際には潜在化していることが多いと考えられることから、今後はさらに、あらゆる暴力の根絶に向け、広報活動・啓発・情報提供を充実させ、被害者に対する相談体制や自立支援について、関係機関と連携し整備する必要があります。

コラム

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に関して社会における認識をさらに深められるよう、内閣府ではシンボルマークを制定しています。このマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意識を表しています。



資料：内閣府

施策の方向(1)

暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
セクハラ、DV などの暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実	セクハラ、DV などの暴力防止に関し、広報紙などを通して啓発します。	市民協働課 子育て支援課
セクハラ、DV などの暴力防止に関する講座の開催	セクハラ、DV などの暴力防止に関する講座を開催します。	市民協働課 子育て支援課

施策の方向(2)

暴力の根絶のための相談・研修体制の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
DV などの人権侵害に関する相談体制の充実	DV などの相談体制の充実や相談者の安全確保の充実に努めます。	子育て支援課 市民協働課 市民相談課 長寿福祉課
暴力防止に関する市職員の研修機会の充実	担当職員は、暴力防止に関する基礎知識や DV などの被害者の保護に関する研修などに参加し、資質向上に努めます。	人事課 子育て支援課 市民協働課 市民相談課
セクハラやパワハラの防止研修の実施	市職員研修において、職場のセクハラやパワー・ハラスメント※（以下、パワハラ）をテーマに研修会を実施し、防止に努めます。また、企業などの実施する研修会などに専門知識を持ったアドバイザーを派遣します。	人事課 市民協働課

※ パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは、職場環境を悪化させる行為のこと。

施策の方向(3)

DVなどの被害者への自立支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
DVなどの早期発見・早期対応	関係機関と連携し、市民からの相談・通報・保護依頼などに対し、迅速に対応します。	子育て支援課 地域福祉課 長寿福祉課
DVなどの被害者の生活再建に向けた支援	県や警察、民生委員・児童委員などと連携し、DVなどの被害者の状況に応じた生活支援を行います。	子育て支援課 地域福祉課 長寿福祉課

例えばこんな取り組みをしてみましょう。

市民においては・・・

- ・ 暴力は犯罪であると共に、人権侵害であることに気づき、暴力を許さない環境をつくりましょう。
- ・ 暴力などの被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談機関などに相談しましょう。
- ・ DV被害を受けている可能性のある人が身のまわりにいるときには、警察や市役所、民生委員・児童委員などに相談しましょう。

企業においては・・・

- ・ セクハラやパワハラ防止に向けた取り組みを積極的に行いましょう。
- ・ セクハラやパワハラが起きた場合は、適切に対応しましょう。

基本目標Ⅳ 男女の生涯を通じた心身の健康づくりの充実とDVの防止

数値目標

項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成30年度)
心身共に「健康」と思う人の割合の増加	31.2%(H24)	40%
DVを受けたことについて、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合の減少	37.5%	30%